

「海洋散骨」の実際

——実務上のポイント解説

第1回

「海洋散骨」事業参入のポイント

和田 睦美

一般社団法人全国海洋散骨船協会
事務局長／海洋散骨ディレクター講師



昨年度は「海洋散骨のイロハ」と題し、①海洋散骨について注意すべき点と、②海洋散骨ディレクターの心がけなどについてお話しさせていただきました。

このなかで、読者からいくつか質問をお受けしましたので、今回の連載では、「これらご質問に対する見解」と「海洋散骨に事業参入する場合のポイント」などを中心にお話をさせていただきます。

海洋散骨を行なう タイミングとは

ご質問のなかに、「海洋散骨を行なうタイミングはいつなのか」というものがありました。

確かに、根本的な問題だと思えますが、私は、「いつでもよい」と考えています。というのも、散骨を希望されるお客様はさまざまな事情を抱えておられるからです。したがって、お客様とお話を進めるなかで、そのタイミングを計っていくことが大切なのではないかと思えます。

たとえば、「四十九日を迎えて納骨の代わりに行なう」といったケースもあるでしょうし、「すでに家墓に埋葬されていた遺骨を散骨する」といったケースもあるはずで。

とはいえ、実際に散骨が予定通りに行なえるかといえばそうではありません。先述した四十九日を迎えたからといって、すぐにできるかといえば、答

えはNOです。なぜなら、海洋散骨は天候に大きく左右されるため、その影響を鑑みた判断が求められるからです。

つまり、お客様から海洋散骨についてご相談を受ける段階で、「この日に合わせて散骨しなければいけない」「通常はこのタイミングで散骨するものです」といったお話はすべきではないと考えます。

また、海洋散骨を実際に行なう場面に数多く立ち会った経験から言わせていただくと、“暖かい季節”をお勧めします。

もちろん、真冬は天候も安定しており、空気が澄んでいるため景色がきれいに見えることもあり、暖房の整った船であればそれもいいと思いますが、ご遺族が乗船される場合、ご遺族が快適なクルーズをできたかどうか海洋散骨に対する印象を決めてしまいます。温暖な気候のなか、ご遺族が快適な時間を過ごせれば、後々の想い出もよいものとなります。

海洋散骨は、実はリピートビジネスです。ご遺族にとって今回の散骨の印象がよければ、次の機会も海洋散骨を選択肢の1つとして考えていただけます。海洋散骨のシーズンは3月あたりから遅くとも11月くらいまでと考えるべきでしょう。

海洋散骨ビジネス参入に 資格はあるのか

次に、「海洋散骨には誰でも参入で

きるのか」というご質問がありました。

まず、海洋散骨ビジネスに参入する場合、大まかにいえば、「海洋散骨希望者を募集する」→「海洋散骨事業者に送客する」、もしくは「自社で集客して船をチャーターし、自社で海洋散骨を主宰する」「自社で船舶を所有し、集客から海洋散骨、船舶の管理まですべてを自社で完結させる」といったフローを検討する必要があります。それぞれ、一長一短のメリット・デメリットがあります。

仮に、海洋散骨事業者へ送客するだけのビジネスとして参入するのであれば、いずれかの散骨事業者と提携さえできれば、すぐにでもはじめることは可能です。一方、自社で集客し、自社で海洋散骨を行なう場合には、やはりある程度のノウハウが必要となります。

「契約書の書式はどのようにすべきか」「費用や商品ラインナップはどうするか」「チャーターの場合にはどの運航会社と提携するか」「散骨海域の設定や散骨式の式次第をどうするか」「粉骨はどこで実施するのか」といったように、事前準備に相当の時間を費やす必要があるのです。

次に、ご質問にあった参入について「誰でも……」という言葉には、資格や免許などの必要性も含まれているかと思われ。

この点については、「散骨のみを行なうのであれば、特段、資格は必要ない」ということとなります。なぜなら、



和田 睦美 (わだ むつみ)

2016年6月、全国海洋散骨船協会設立とともに事務局長に就任。19年、理事会の要請により、「海洋散骨ディレクター」テキストを編纂。20年1月には、第1回海洋散骨ディレクター講習にて講師となり、現在も継続中

現段階で海洋散骨は法律上に明文化されていないからです。

厚生労働省が発表した「散骨ガイドライン（散骨事業者向け）」によれば、お客様への事前説明は教育訓練を受けた従業員が行なうことが文書化されていますが、これは別の機会でご紹介いたします。

また、船舶を運航するには、船舶免許が必要です。しかし、散骨業者に委託したり、船舶をチャーターする場合は、当然ながら船長込みのはずですから、無免許という心配は無用です。

ただし、気をつけなければいけないのは、「遺骨の一部を残す場合、埋葬許可証は必ずお客様にお返ししなければならぬ」ということです。そもそも、散骨を行なうこと自体は、埋葬・埋蔵行為に当たりませんので、埋葬許可証は必要ありません。しかし、散骨をご依頼いただく際には、必ず埋葬許可証を確認することが大切です。

遺骨の全量を散骨する場合には、そのまま埋葬許可証を保管してしまってもかまいませんが、一部の遺骨を残す場合、たとえば、手元供養のため、あるいは一部のみお墓から遺骨を取り出して散骨する場合などは、残った遺骨に埋葬許可証がなければ、墓地管理者が受け入れてくれません。したがって埋葬許可証のオリジナルはお客様に返却し、受注者はコピーを保管するようにします。

前述のとおり、海洋散骨には法律の

定義がなく、管轄する官公庁もありません。

現状では、海洋散骨に関する届出も必要ありませんので、「誰が」「いつ」「どこで散骨を行なったか」という内容を取りまとめた資料は存在しないのです。したがって、日本全体で何件の海洋散骨が行なわれているかを知る術は、現状ではないと断言できます。

どのような形態で 事業参入するか

近年、「海洋散骨を行なう人がふえている」といわれますが、これはあくまでも散骨を行なっている事業者の実感であって、明確な統計があるわけではないのです。実際、海洋散骨で家族が参加する割合はどれくらいなのか、というご質問も受けますが、実感として、もしくは私が勤務している会社でのご遺族の乗船率は、以前と比べて大きくふえているとしかお答えできないのが実情です。

そもそも、海洋散骨は、近年になって知られるようになりましたが、10年ほど前には、「お墓が購入できないから（仕方なく）散骨する方」も多くいらっしゃいました。つまり、消去法によって海洋散骨に辿り着いた場合には、安く済ませるために自らは乗船せず、代行散骨を選ぶ方が多かったといえます。しかし近年は、海洋散骨が一般消費者に広く知られるようになり、自ら海洋散骨を選択される方やご遺族

がふえた結果、ここ数年では、ご遺族が乗船し、自らの手で散骨をされる方がふえています。

ただし、このことは海洋散骨を実施している会社によって大きく差があると思います。海洋散骨の安さを前面に打ち出すプロモーションを実施している会社には、当然ながら価格を重視するお客様が集まるでしょうし、海洋散骨で故人をしっかりと見送りたいとお考えのお客様は、価格よりも内容や信用を重視される傾向にあるからです。

海洋散骨ビジネスへの参入を検討する際には、自社がどのような形で参入すべきかを熟考すべきであるといえます。そのうえで、海洋散骨に投入できるリソース（人材、船舶等）との兼ね合いから、どのような事業形態で進めるべきかを決定すべきだといえます。



全国海洋散骨船協会
MARINE ASH SCATTERING BOAT SERVICES ASSOCIATION

■(一社)全国海洋散骨船協会の概要

所在地：東京都渋谷区東3-25-10 T&Tビル
設立：2016年6月
理事長：志賀 司
加盟社数：正会員12社（2024年3月現在）



協会HP/海洋散骨ディレクター講習
についてはこちらから